

報道関係各位

2025年2月3日
日本貿易振興機構(ジェトロ)
茨城貿易情報センター

「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」の設置について

独立行政法人日本貿易振興機構 茨城貿易情報センター(所長 河内 章、以下「ジェトロ茨城」)は、第2次トランプ政権が2月1日に発表した新たな関税措置を受け、中小企業をはじめとする日本企業の皆様の支援するため、「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」を設置しました。本窓口では、関税措置に関する最新情報の提供に加え、ジェトロ本部および米国、カナダ、メキシコ、中国の専門家と連携し、個別のご相談に無料で対応いたします。また、ジェトロのウェブサイト上に特設ページを開設し、トランプ政権の動向や関連情報を随時更新し、企業の皆様の適切な対応をサポートいたします。関税措置に関する不安やご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

米国関税措置の概要(ホワイトハウス発表ⁱ)

- 国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、カナダ、メキシコからの全ての輸入品に対して25%(カナダからのエネルギー資源は10%)、中国からの全ての輸入品に対して10%の追加関税を実施。
- 追加関税措置には報復条項が含まれており、各国が米国製品に自国の関税を課した場合、関税率が引き上げられることになる。
- 追加関税の発動は米国時間2月4日(火)と表明。

これを受け、カナダ、メキシコ、中国はそれぞれ相応の対抗措置を取ることを表明しています。

「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口(茨城県)」の詳細

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 茨城貿易情報センター

所在地: 〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階

電話: 029-300-2337

メール: IBR@jetro.go.jp

【本件に関する連絡先】

ジェトロ茨城貿易情報センター 担当:河内

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階

TEL: 029-300-2337 E-mail: IBR@jetro.go.jp

ⁱ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/imposing-duties-to-address-the-flow-of-illicit-drugs-across-our-national-border/>